

平成 2 7 年

高 松 市 教 育 委 員 会 2 月 定 例 会

会 議 録 (抄 本)

2月26日(木)開会

2月26日(木)閉会

出席委員			
委員長	神内 仁		
委員	児玉 令江子		
	木場 巳男		
	藤本 英子		
教育長	松井 等		
欠席委員			
説明のため会議に出席した者等			
教育局長	伊佐良士郎		
教育局次長 総務課長事務取扱	細川公紹		
教育局次長 生涯学習課長事務取扱 生涯学習センター館長事務取扱	橋本良治		
新設統合校整備室長	熊野勝夫		
学校教育課長	峯寛文		
保健体育課長	岡村寧		
文化財課長	石原徳二		
総務課長補佐	楠原昌能		
総務課総務係長	田中正徳		
会議録署名委員	木場 巳男		
事務局担当書記	出上 達也		

【特記事項】 傍聴人なし

議 事 日 程（2月定例会）

日程第1 1月定例会会議録承認について

日程第2 議案第4号 高松市学校体育施設開放規則の一部改正について

日程第3 議案第5号 平成26年度学校医等に対する感謝状贈呈について

日程第4 報告事項

- 1 平成27年第1回高松市議会定例会提出議案に対する意見の申出について
- 2 高松市内の指定有形文化財（美術工芸品）の所在地確認調査について

日程第5 議案第6号 平成26年度高松市教育委員会表彰に係る優良卒業児童・生徒及び善行のあった園児・児童・生徒又はその団体の選定について

日程第6 議案第7号 高松市の文化財指定の諮問について

【平成27年2月26日（木） 議 事 内 容】

午前9時30分 開会

委員長が、会議録の署名委員に木場委員を指名。

日程第1 1月定例会会議録承認について

委員長が、1月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第2 議案第4号

議案第4号 「高松市学校体育施設開放規則の一部改正について」

新設統合校整備室長から、高松市立上西小学校等の学校体育施設について、学校統合による閉校後も学校体育施設とみなして従来どおりの開放事業を継続するため、改正することを説明。

<質疑>

(発言する者なし)

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第3 議案第5号

議案第5号 「平成26年度学校医等に対する感謝状贈呈について」

保健体育課長から、多年にわたり職務に精励し、本市、学校保健の推進に寄与された方に感謝状を贈呈することについて説明。

<質疑>

- 委員 学校薬剤師の役割はどんなものですか。
- 委員長 プールの水質検査などを行っている筈です。
- 保健体育課長 給食等で使用する飲料水の検査、プールの水質検査、教室内のアレルギーの原因となる化学物質の検査などを行っています。
- 教育長 学校保健委員会においても学校内の環境について、報告などをしてもらっています。
- 委員 学校薬剤師はどのようなことをしているのか、前々から疑問に思っていたが、理解できました。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第4 報告事項

報告事項1 「平成27年第1回高松市議会定例会提出議案に対する意見の申出について」

教育局長から、平成27年度教育委員会関係当初予算の概要について説明し、総務課長から、市長より意見聴取のあった平成27年第1回高松市議会提出議案に対する意見について、教育長の代決により「意見は特になし」旨で回答したことについて報告。

<質疑>

- 委員 教育委員会部門の定数が、幼稚園の教員分だけ減るということですが、ど

ういう意味なのでしょうか。

- 総務課長 幼稚園の教員が、保育教育士として市長部門の職員になるということです。
- 委員 教育委員会の管轄ではなくなるということですか。
- 教育局長 教育委員会部門の幼稚園の教員が、市長部門の健康福祉局の保育教育士となります。
- 委員 実態として変わりはあるのでしょうか。
- 教育局長 実態は、現在と変わりません。
- 委員 教育委員会制度改革について、高松市は4月1日からは新体制にならないと思いますが、4月1日を施行日として、条例等を改正しなくてはならないものなのでしょうか。
- 総務課長 本則は改正し、附則で経過措置を講じるものです。
- 委員 定例会の運営も変わるのでしょうか。
- 総務課長 経過措置期間中は同じですが、新体制になると、新教育長と教育委員との構成になります。
- 教育長 基本は、全国どの教育委員会も同じ筈です。
- 委員長 経過措置がない教育委員会もあったように思います。
- 教育長 大綱や総合教育会議については、新年度から取り組んでいかななくてはなりません。
- 委員 予算について、特別支援教育の支援員やサポーターとして、どういう方を配置しているのでしょうか。
- 学校教育課長 支援員の方は元教員や教員免許を持った方で、サポーターの方は教員免許がなくても意欲や熱意がある方をお願いしています。
- 委員 来年度、増員されるということですか。
- 学校教育課長 現状維持です。
- 委員 募集をしているのでしょうか。
- 学校教育課長 本人の希望により継続される方が多いですが、欠員が出れば募集することになります。
- 委員 定年がありますか。
- 学校教育課長 市の非常勤嘱託職員と同様で、継続期間は最長8年で、新規採用時の

年齢の上限が65歳というのが目安です。

- 委員 とても重要な役割を担っていて、学校現場には欠かせない存在です。
- 委員長 総合教育会議の予算が措置されていますが、どの程度開催されるのでしょうか。
- 総務課長 回数が定められている訳ではありませんが、平成27年度は大綱の策定などがありますので、複数回の開催を考えています。

報告事項2 「高松市内の指定有形文化財（美術工芸品）の所在地確認調査について」

文化財課長から、香川県教育委員会とともに国・県指定文化財（美術工芸品）の所在地確認を実施し、それに伴い、市指定文化財についても、同様の調査を実施したことを報告。

<質疑>

- 教育長 平成26年1月の確認後、報告が1年経過したのはなぜですか。
- 文化財課長 警察に盗難届は出したものの宮司に探してもらっていたことと国・県・市の調査が全て終了したということで今の時期になりました。
- 委員長 全国的にも話題になっていますが、文化財の管理は難しいのでしょうか。
- 文化財課長 所有者が寺社や個人ということで、今回の調査で手続きを踏まずに移動されていた事例が判明することもあり、本市としては各所有者に対して注意喚起をしていきたいと思っています。また、所在不明となっている文化財については、全国的な照会を考えています。定期的な確認についても、文化庁・県教委も検討していますので、本市も同様に検討していきたいと思います。
- 教育長 市が指定している以上、市として保管・管理についての指導が不十分なのではないかといった批判も予想されますが、今後の対応について考えはありますか。
- 文化財課長 個人所有の文化財でも県・市が預かることもできますので、その話を所有者に持ちかけてはいるのですが、なかなか難しいところがあります。

- 委 員 文化財に指定された場合、何か補助のようなものはありますか。
- 文化財課長 防犯等を目的とした施設整備に係る補助をしています。
- 委 員 それは補助金として毎年あるのでしょうか。
- 文化財課長 継続的にあるものではなく、施設を整備する時に補助することになります。
- 委 員 文化財として指定する時に、保管の仕方等は把握していないのでしょうか。
- 文化財課長 指定した時期が古く、当時はそこまで考えが及ばなかったのではないかと思います。
- 委 員 指定した後、文化財の状況について何も把握していないというのは、問題だと思います。所在を確認したのが7・8年前まで遡るのも問題だと思います。
- 文化財課長 定期的な状況確認は必要だと思っています。
- 教 育 長 所在を確認したという記録を定期的に残していくようにしなければ、今後とも同様の事案が発生する恐れがあると思います。
- 委 員 危機管理意識の問題だと思います。
- 委 員 最近全国的にもよく耳にしますので、これを機に管理方法のマニュアルの作成等を考えてほしいと思います。
- 委 員 所有者の意識も関係すると思います。
- 教 育 長 市として指定するのであれば、保存・管理について、指導はしていく必要があると思います。
- 委 員 文化財の指定を拒む人もいるのでしょうか。
- 文化財課長 そういう人もいます。

委員長が、日程第5 議案第6号及び日程第6 議案第7号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、会議は公開しないことを各委員に諮り、非公開とすることに決する。

日程第5 議案第6号

議案第6号 「平成26年度高松市教育委員会表彰に係る優良卒業児童・生徒及び善行のあった園児・児童・生徒又はその団体の選定について」

<非公開審議, 内容不記載>

日程第6 議案第7号

議案第7号 「高松市の文化財指定の諮問について」

<非公開審議, 内容不記載>

————— 午前10時51分 閉会 —————

議決事項

「高松市学校体育施設開放規則の一部改正について」

「平成26年度学校医等に対する感謝状贈呈について」

「平成26年度高松市教育委員会表彰に係る優良卒業児童・生徒及び善行のあった園児・児童・生徒又はその団体の選定について」

「高松市の文化財指定の諮問について」